

水道料金の改定について(最終報告)

東大阪市上下水道局
(水道総務部水道経営室企画課)

令和6年11月

【答申内容】料金改定について

- 令和7年10月1日からの料金改定が妥当
- 現行から平均約28%の料金改定が妥当

料金改定内容

1ヵ月あたり、税込

用途	家事用				業務用	公共用	事業用
使用 水量 イメージ	7m ³ /月まで 	10m ³ /月 	20m ³ /月 	30m ³ /月 	20m ³ /月 	150m ³ /月 	150m ³ /月 
現行 料金	668 円/月	992 円/月	2,598 円/月	4,886 円/月	4,325 円/月	47,951 円/月	53,068 円/月
改定後	925 円/月	1,354 円/月	3,301 円/月	5,919 円/月	5,502 円/月	58,679 円/月	65,222 円/月
差額	+257 円/月	+362 円/月	+703 円/月	+1,033 円/月	+1,177 円/月	+10,728 円/月	+12,154 円/月
1 m ³ (1000ℓ) あたり	+37 円/m ³ ・月 増額	+36 円/m ³ ・月 増額	+35 円/m ³ ・月 増額	+34 円/m ³ ・月 増額	+59 円/m ³ ・月 増額	+72 円/m ³ ・月 増額	+81 円/m ³ ・月 増額

※ ただし、7m³/月を使用した場合

【答申内容】改定後の料金表案(1ヵ月あたり・税抜)

- 現行から平均約28%の料金改定を行った場合

【基本料金】基本水量あり、用途別 【従量料金】逓増型

※表中の金額は、全て税抜

用途 区分	基本 水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ あたり)						
家事用	7m ³	841円 (+233円)	8~10m ³ 130円 (+32円)	11~20m ³ 177円 (+31円)	21~30m ³ 238円 (+30円)	31m ³ ~ 276円 (+29円)			
業務用	10m ³	2,022円 (+560円)	11m ³ ~ 298円 (+51円)						
公共用	30m ³	6,185円 (+1,713円)	31m ³ ~ 393円 (+67円)						
事業用	30m ³	9,133円 (+2,529円)	31m ³ ~ 418円 (+71円)						
臨時用	10m ³	6,719円 (+1,861円)	11m ³ ~ 699円 (+119円)						
浴場用	500m ³	31,000円	501m ³ ~600m ³ 62円	601m ³ ~2,000m ³ 102円	2,001m ³ ~3,000m ³ 104円	3,001m ³ ~4,000m ³ 113円	4,001m ³ ~5,000m ³ 123円	5,001m ³ ~6,000m ³ 189円	6,001m ³ ~ 247円

【答申内容】段階的に改定する場合・R7～R9

- 令和7年10月1日から令和10年3月31日までの緩和措置
- 現行から平均約19%の料金改定

料金改定内容

1ヵ月あたり、税込

用途	家事用				業務用	公共用	事業用
使用 水量 イメージ	7m ³ /月まで 	10m ³ /月 	20m ³ /月 	30m ³ /月 	20m ³ /月 	150m ³ /月 	150m ³ /月 
現行 料金	668 円/月	992 円/月	2,598 円/月	4,886 円/月	4,325 円/月	47,951 円/月	53,068 円/月
改定後	858 円/月	1,247 円/月	3,062 円/月	5,548 円/月	5,121 円/月	54,755 円/月	60,931 円/月
差額	+190 円/月 ※	+255 円/月	+464 円/月	+662 円/月	+796 円/月	+6,804 円/月	+7,863 円/月
1m ³ (1000ℓ) あたり	+27 円/m ³ ・月 増額	+26 円/m ³ ・月 増額	+23 円/m ³ ・月 増額	+22 円/m ³ ・月 増額	+40 円/m ³ ・月 増額	+45 円/m ³ ・月 増額	+52 円/m ³ ・月 増額

※ ただし、7m³/月を使用した場合

【答申内容】段階的に改定する場合・R7～R9 改定後の料金表案(1ヵ月あたり・税抜)

- 現行から平均約19%の料金改定を行った場合

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逓増型

※表中の金額は、全て税抜

用途 区分	基本 水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ あたり)						
家事用	7m ³	780円 (+172円)	8～10m ³ 118円 (+20円)	11～20m ³ 165円 (+19円)	21～30m ³ 226円 (+18円)	31m ³ ～ 264円 (+17円)			
業務用	10m ³	1,876円 (+414円)	11m ³ ～ 278円 (+31円)						
公共用	30m ³	5,738円 (+1,266円)	31m ³ ～ 367円 (+41円)						
事業用	30m ³	8,472円 (+1,868円)	31m ³ ～ 391円 (+44円)						
臨時用	10m ³	6,232円 (+1,374円)	11m ³ ～ 653円 (+73円)						
浴場用	500m ³	31,000円	501m ³ ～600m ³ 62円	601m ³ ～2,000m ³ 102円	2,001m ³ ～3,000m ³ 104円	3,001m ³ ～4,000m ³ 113円	4,001m ³ ～5,000m ³ 123円	5,001m ³ ～6,000m ³ 189円	6,001m ³ ～ 247円

【答申内容】段階的に改定する場合・R10～R11

- 現行から平均約28%の料金改定
(令和7年10月1日から平均約19%の料金改定をした後、更に令和10年4月1日から平均約8%の料金改定をした場合。改定後の料金はP.1と同じ)

料金改定内容

1ヵ月あたり、税込

用途	家事用				業務用	公共用	事業用
使用 水量 イメージ	7m ³ /月まで 	10m ³ /月 	20m ³ /月 	30m ³ /月 	20m ³ /月 	150m ³ /月 	150m ³ /月
現行 料金	668 円/月	992 円/月	2,598 円/月	4,886 円/月	4,325 円/月	47,951 円/月	53,068 円/月
改定後	925 円/月	1,354 円/月	3,301 円/月	5,919 円/月	5,502 円/月	58,679 円/月	65,222 円/月
差額	+257 円/月 ※	+362 円/月	+703 円/月	+1,033 円/月	+1,177 円/月	+10,728 円/月	+12,154 円/月
1 m ³ (1000ℓ) あたり	+37 円/m ³ ・月 増額	+36 円/m ³ ・月 増額	+35 円/m ³ ・月 増額	+34 円/m ³ ・月 増額	+59 円/m ³ ・月 増額	+72 円/m ³ ・月 増額	+81 円/m ³ ・月 増額

※ ただし、7m³/月を使用した場合

【答申内容】段階的に改定する場合・R10～R11

改定後の料金表案(1ヵ月あたり・税抜)

- 現行から平均約28%の料金改定を行った場合。改定後の料金はP.2と同じ

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逦増型

※表中の金額は、全て税抜

用途 区分	基本 水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ あたり)						
家事用	7m ³	841円 (+233円)	8～10m ³ 130円 (+32円)	11～20m ³ 177円 (+31円)	21～30m ³ 238円 (+30円)	31m ³ ～ 276円 (+29円)			
業務用	10m ³	2,022円 (+560円)	11m ³ ～ 298円 (+51円)						
公共用	30m ³	6,185円 (+1,713円)	31m ³ ～ 393円 (+67円)						
事業用	30m ³	9,133円 (+2,529円)	31m ³ ～ 418円 (+71円)						
臨時用	10m ³	6,719円 (+1,861円)	11m ³ ～ 699円 (+119円)						
浴場用	500m ³	31,000円	501m ³ ～ 600m ³ 62円	601m ³ ～ 2,000m ³ 102円	2,001m ³ ～ 3,000m ³ 104円	3,001m ³ ～ 4,000m ³ 113円	4,001m ³ ～ 5,000m ³ 123円	5,001m ³ ～ 6,000m ³ 189円	6,001m ³ ～ 247円

これまでの経過について

令和6年3月の東大阪市議会において、大阪広域水道企業団との統合に関する議案を提案

議案否決に伴い、統合を見送り、令和7年度以降も水道事業を東大阪市単独で運営することに

- ・ 統合した場合に市単独経営より水道料金が安価になるとしている、令和3年から40年間の経営シミュレーションには、含まれていない条件があり、シミュレーションに疑念
 - ・ 本市から技術職員が少ない他市への異動が考えられ、体制の技術的な弱体化が懸念
 - ・ 災害時の緊急対応に備える資金残高（給水収益の6ヵ月分）を、統合により半分（3ヵ月分）に引き下げることへの不安
- ⇒ 上記等から、市議会では統合するか否かの判断が難しく、現時点での統合は時期尚早と結論

東大阪市単独で運営することに伴い、**財政シミュレーションについて見直しが必要**

諮問

水道料金の改定について【令和6年8月9日】

- ・ 審議会での審議・・・ 第1回：8月9日、第2回：9月5日
 - ・ 中間報告の公表・・・ 令和6年9月12日
 - ・ 市議会での説明・・・ 令和6年9月12日～
 - ・ 審議会での審議・・・ 第4回：11月11日
- ※ 第3回審議会は、上下水道の決算状況等について審議

答申

水道料金の改定について【令和6年11月11日】

第2回審議会後の取り組み

《 市議会への説明 》

中間報告を公表後、中間報告の内容について市議会へ説明したところ、令和6年9月議会にて下記のような意見が出された。

ある程度の値上げは仕方ないという認識は持っているが、安ければ安い方がよいというのは誰もが思うこと。

基本料金の上がり幅が、家事用以外の業務用、公共用等の用途も含めて大きく上げられているように感じる。

市単独で経営していくからには、市民の水としてしっかり守ってほしい。赤字経営にならないためには、値上げも仕方ないことだと思う。何とかいろんな策を練って、市民が理解できるように頑張ってもらいたい。

28%の改定率は、激変だと感じる。市民の方は、大幅な値上げという気持ちを持たれるのではないかと。

第2回審議会後の取り組み

《 啓発チラシの配布 》

水道料金の改定について理解を深めていただくための啓発チラシを作成し、2カ月に1度の水道メーターの検針時(令和6年11月および12月に実施するとき)、給水契約者に水量のお知らせとともに啓発チラシを配布(実施中)。



総配布数: 約20万部

※ チラシ配布に先立ち、10月17日に東大阪自治協議会 常任理事会にて説明

➤ 資料(PDF、動画)については、こちらの二次元コードから



※巻末資料参照

答申の概要

料金改定期期	令和7年10月1日とすることが妥当
料金改定率	平均約28%とすることが妥当
料金体系	現行通りの用途別料金体系
付帯意見	- 料金改定の段階的な実施 - 利用者への影響をできるだけ緩和するため、<u>段階的な料金改定とすることも可とする</u> - ただし、段階的な改定にする場合は、財政目標の設定条件を緩和するため、<u>できるだけ早期に財政目標の水準とすることを提言する</u> - 広報のあり方 - 水道料金の定期的な見直し - 将来世代に負担を先送りしないよう<u>定期的に料金の見直しを行うことを提言する</u> - 料金体系の見直し - 負担の公平性を確保するため、<u>口径別料金体系の導入や、基本水量の解消といった料金体系のあるべき姿が実現できるよう、次の改定に向けて継続的に検討することを提言する</u>

主な条件設定(財政目標・施設整備計画)

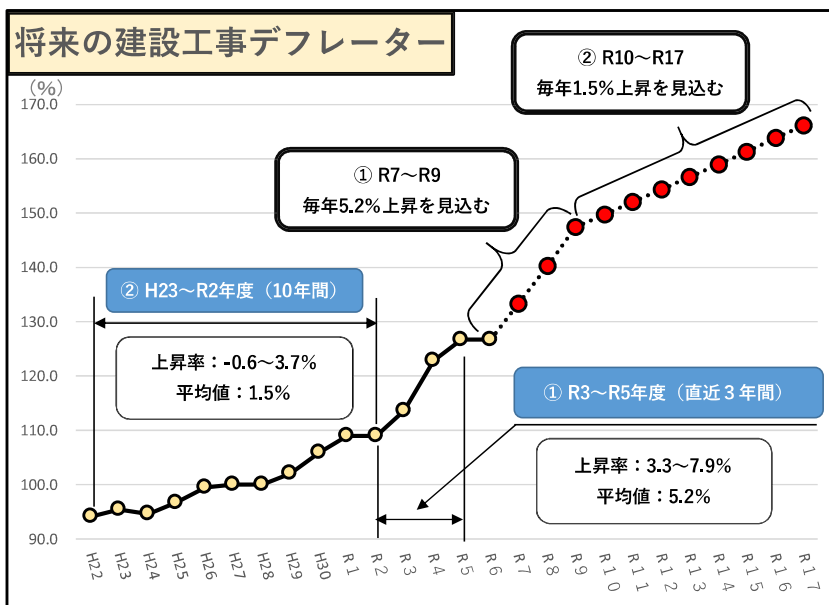
主な条件設定は、下記のとおり(中間報告から変更なし)

		中間報告(市単独経営)
財政目標	料金回収率	料金改定後100%以上を維持
	資金残高	給水収益の6ヵ月以上確保
	企業債残高対給水収益比率	350%以下
施設整備計画	施設整備計画	- 施設の最適配置を実施する - 集中監視設備の集約(東大阪市・八尾市)は実施しない
	補助金	約2.2億円(耐震化補助金)
	企業債支払利息	R6以降 2%年賦で算出
	建設工事デフレーターによる補正(資材費・労務単価の上昇を反映)	【R7～R17までの施設整備事業費】 - 水走配水場更新 : 約196億円 - 新水道庁舎整備 : 約29億円 - 管路更新 : 約342億円 - その他施設更新※ : 約62億円 (合計: 約629億円)

※ 配水池改修及び設備(電気・機械・計装)更新

主な条件設定(施設整備計画)

[参考]将来の建設工事デフレーターについて



- ☆R7～R9の事業費には毎年5.2%の上昇を見込む(R3～R5の平均値)
 - ☆R10～R17の事業費には毎年1.5%の上昇を見込む(H23～R2の平均値)
 - ☆R7～R17の管路更新事業費は、約31.1億円/年[税込]を見込む(前年度比1.0)
- 水走配水場・その他施設更新

中間報告とその修正案について

前述の財政目標を達成し、施設整備計画を進めるための料金水準を試算した結果 **令和7年10月に28%の料金改定が必要となった。**

その後、市議会に出された意見等を基に、段階的に料金を改定して、**利用者への影響を緩和する修正案を作成した。**

	中間報告	修正案①	修正案②
料金改定時期 料金改定率	・ 令和7年10月 28%	・ 令和7年10月 19% ・ 令和10年4月 11% ➤ 2回の改定で改定率32% $1.19 \times 1.11 \div 1.32$	・ 令和7年10月 19% ・ 令和10年4月 8% ➤ 2回の改定で改定率28% $1.19 \times 1.08 \div 1.28$

(参考)
令和12年度以降
の想定

・令和12年4月 24%

・令和12年4月 22%

・令和15年4月 19%

中間報告とその修正案について

修正案の考え方は、下記のとおり

	考え方
中間報告	第2回審議会で承認された料金改定案(令和7年10月:28%) ➤ 令和8年度末で、財政目標(P.11)に掲げている全ての設定条件を満足
修正案①	中間報告の料金改定案を、 料金算定期間中に2段階で改定することで利用者への影響を緩和し、2回の改定で改定率32%※とする料金改定案 (令和7年10月:19%、令和10年4月:11%) ※ $1.19 \times 1.11 \div 1.32$ ➤ 令和8年度末で、財政目標(P.11)に掲げている全ての設定条件を満足
修正案②	中間報告の料金改定案を、 料金算定期間中に2段階で改定することで利用者への影響を緩和し、2回の改定で改定率28%※※とする料金改定案 (令和7年10月:19%、令和10年4月:8%) ※※ $1.19 \times 1.08 \div 1.28$ ➤ 財政目標に掲げている設定条件を一部を緩和 ※ 企業債残高対給水収益比率は 一時的に500%まで許容し、令和27年度末(令和18年度から10年間)に350%以下の達成を目指す

料金改定案の評価

料金算定期間(令和7年度～令和11年度)において、段階的な料金改定で利用者への影響を緩和する修正案を検討した結果は以下のとおり

修正案①：令和7年10月に19%、令和10年4月に11%

⇒ 2回の改定の結果、現行からのトータルの改定率:32%

- ✓ 利 点：財政目標の項目の全てを満足している
 - 料金回収率が100%以上
 - 資金残高が給水収益の6ヵ月以上
 - 企業債残高対給水収益比率が350%以下
- ✓ 課 題：1回目の改定率は19%に抑制できているが、トータルの改定率が中間報告より大きくなり、より大きな負担と見なされ理解されない懸念がある

修正案②：令和7年10月に19%、令和10年4月に8%

⇒ 2回の改定の結果、現行からのトータルの改定率:28%

- ✓ 利 点：1回目は修正案①と同じ19%に抑制し、トータルの改定率が中間報告と同じであり、段階的な改定案としては一定の理解を得られる
- ✓ 課 題：中間報告と比較して料金算定期間の料金収入が減少するため、企業債をより多く発行して資金を賄うことから、財政目標の一つである企業債残高対給水収益比率の目標達成は後年度となる(大規模更新後10年)

料金改定案の評価

□ 財政目標からの評価

- ✓ 財政目標(P.11参照)の達成が料金改定の前提条件の一つであり、これを満足している案(中間報告及び修正案①)が望ましい
- ✓ トータルの改定率(32%)が中間報告(28%)を超えている修正案①は、より大きな負担と見なされて理解されない懸念がある ⇒ 修正案①は比較対象外とする

□ 段階的な料金改定案の評価

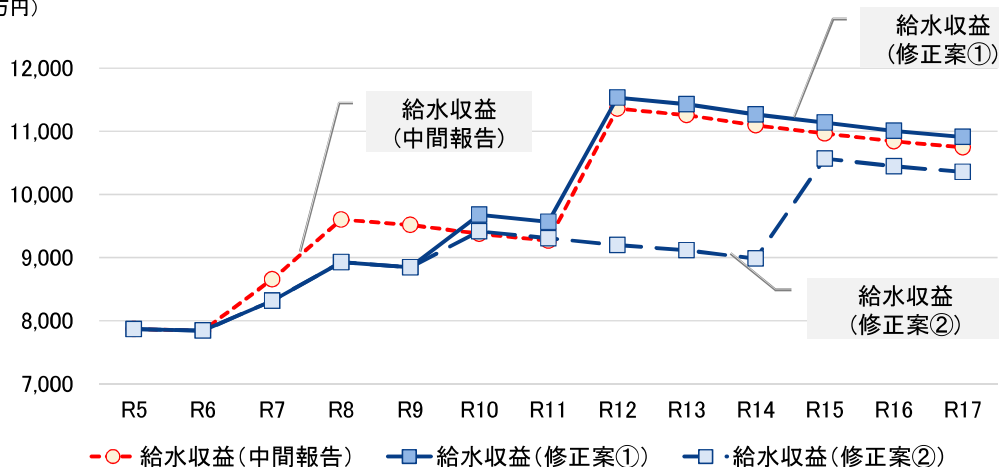
- ✓ 評価の対象としてはトータルの改定率が中間報告と同じである修正案②となる
- ✓ この案は、財政目標の一つは後年度の達成となるが、企業債を多く発行する目的がはっきりしており(大規模更新事業)、目標達成時期の見込みも想定できている
- ✓ 結果的には、次の料金改定時期の想定を中間報告より後年度とすることが可能となり(P.13参照)、それまでの間に全体の料金改定を伴わずに料金体系(口径別等)を変更することが可能となる

- 安定した財政基盤で、今後の水道施設の大規模更新事業に備えるには、中間報告で示した令和7年10月に28%の料金改定を実施することが望ましい
- 料金改定による利用者への影響を緩和するため、段階的に改定するのであれば、現行と比較したトータルの改定率が中間報告と同じに設定した修正案②も可である

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

給水収益

(百万円)

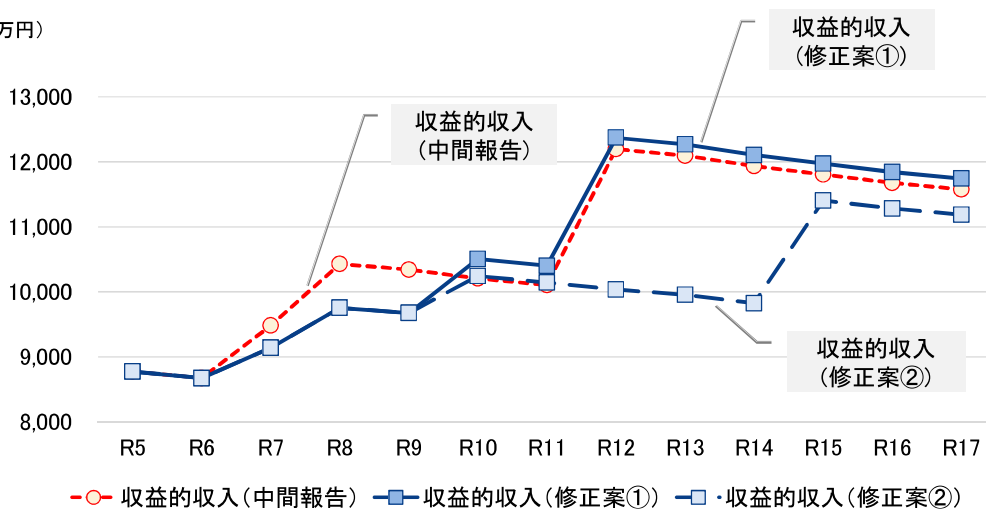


- ✓ **修正案①、②は、中間報告におけるR7の改定率(28%)を段階的な改定としているため、R7～R10の給水収益比率が中間報告より低くなる**
- ✓ **修正案②は、R10の次の料金改定時期をR15としているため、R12以降の給水収益が他に比べて低い**

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

収益的収入

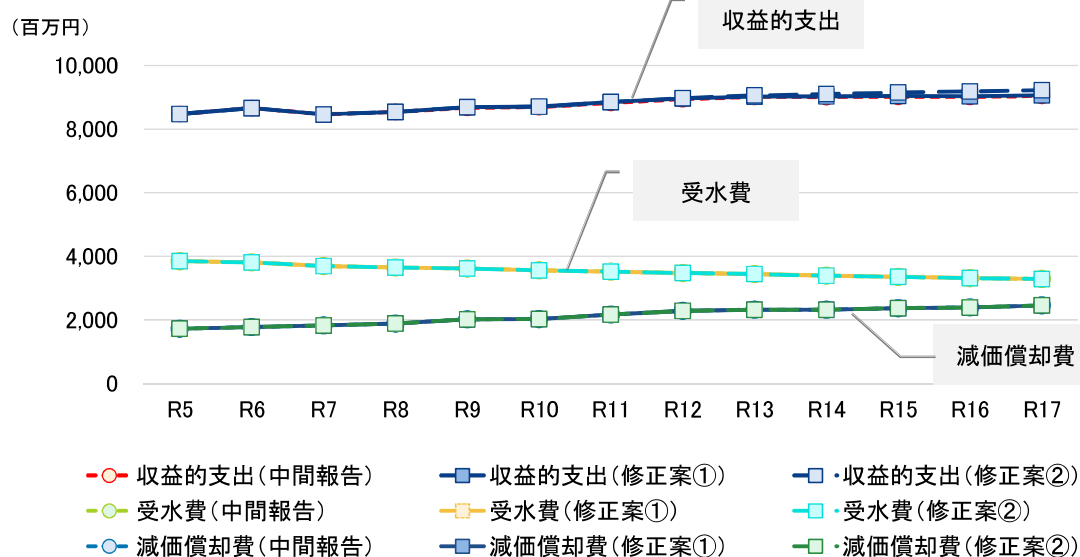
(百万円)



- ✓ **収益的収入全体では、給水収益と同じ増減をしている**

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

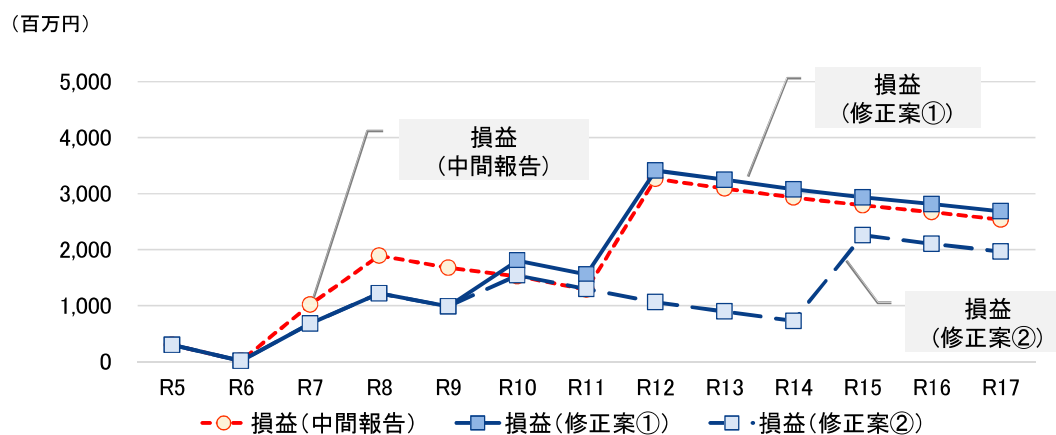
収益的支出・受水費・減価償却費



✓ 収益的支出・受水費・減価償却費ともに、中間報告、修正案ともにほぼ同じ

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

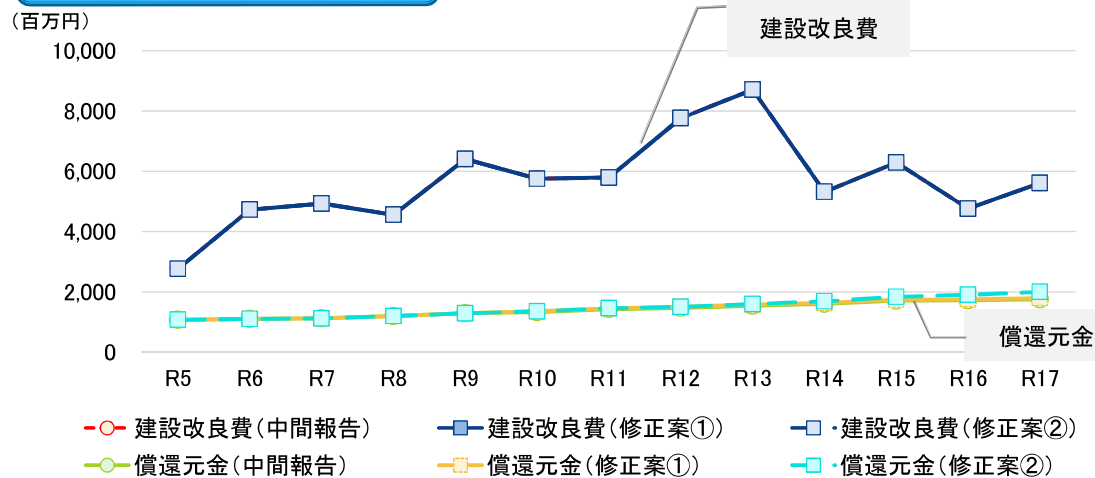
損益



✓ 前述の収益的支出に差が見られないため、損益についても給水収益の増減と同様の推移をしている

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

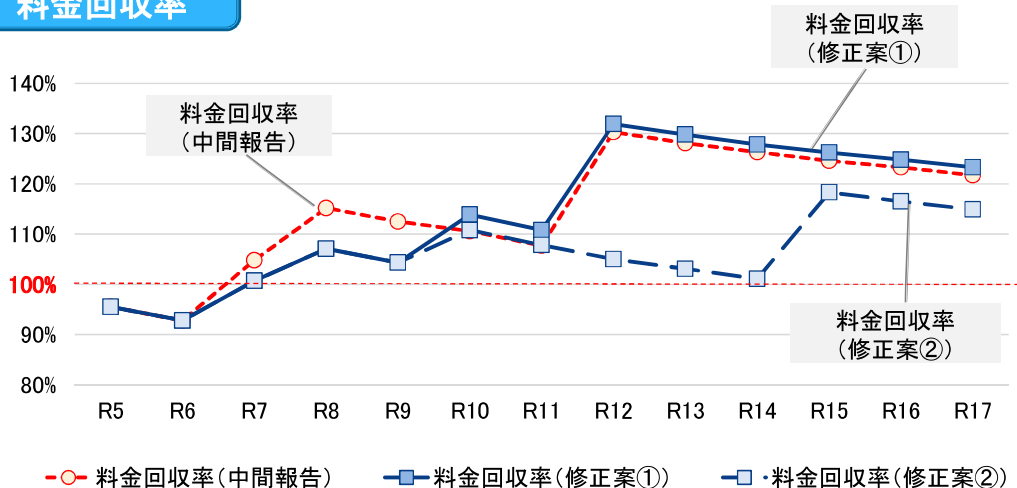
建設改良費・償還元金



- ✓ 建設改良費、償還元金ともに、中間報告から事業費を変更していないため、修正案についても同じとなっている

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

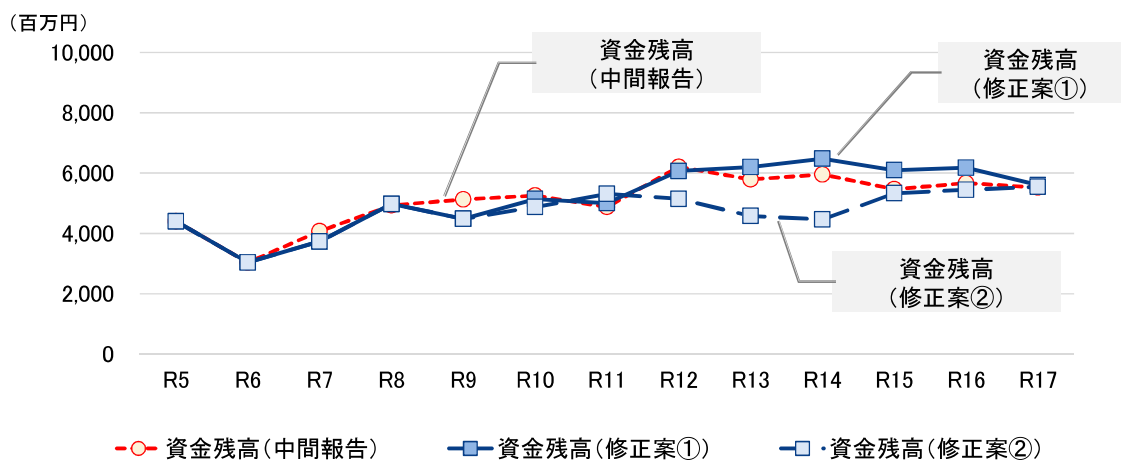
料金回収率



- ✓ 料金改定後、料金回収率100%以上を維持できている

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

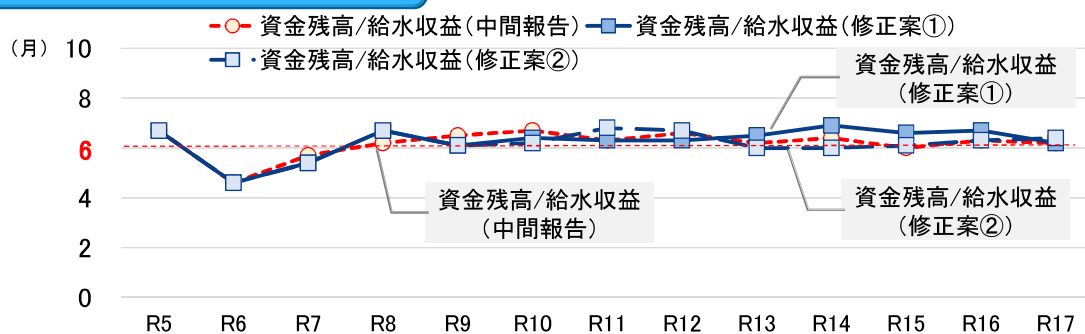
資金残高



- ✓ 資金残高は、中間報告と同様に料金改定実施後の令和8年度以降は、給水収益の6ヵ月分以上確保できている (P.24参照)

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

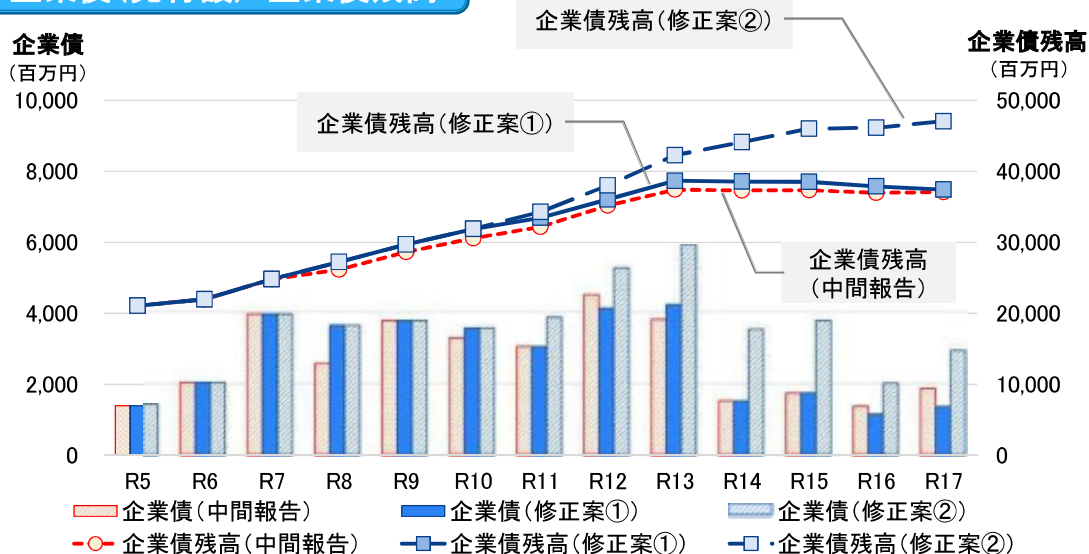
資金残高対給水収益比率



中間報告	資金残高(百万円)	4,402	3,038	4,076	4,928	5,125	5,254	4,878	6,207	5,794	5,954	5,466	5,670	5,521
	給水収益(百万円)	7,865	7,842	8,654	9,601	9,514	9,376	9,267	11,358	11,256	11,095	10,966	10,840	10,745
	資金残高/給水収益(月)	6.7	4.6	5.7	6.2	6.5	6.7	6.3	6.6	6.2	6.4	6.0	6.3	6.2
修正案①	資金残高(百万円)	4,402	3,038	3,734	4,978	4,485	5,137	5,003	6,072	6,199	6,477	6,094	6,178	5,603
	給水収益(百万円)	7,865	7,842	8,312	8,926	8,845	9,676	9,563	11,532	11,429	11,265	11,135	11,006	10,910
	資金残高/給水収益(月)	6.7	4.6	5.4	6.7	6.1	6.4	6.3	6.3	6.5	6.9	6.6	6.7	6.2
修正案②	資金残高(百万円)	4,402	3,038	3,734	4,978	4,485	4,875	5,308	5,145	4,580	4,464	5,329	5,448	5,544
	給水収益(百万円)	7,865	7,842	8,312	8,926	8,845	9,415	9,305	9,197	9,115	8,984	10,567	10,445	10,354
	資金残高/給水収益(月)	6.7	4.6	5.4	6.7	6.1	6.2	6.8	6.7	6.0	6.0	6.1	6.3	6.4

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

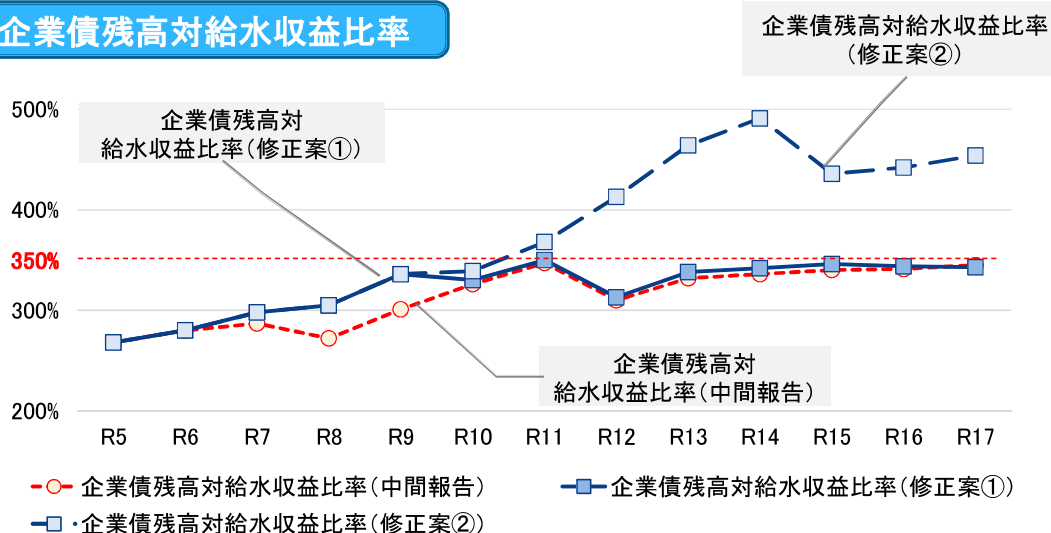
企業債(発行額)・企業債残高



- ✓ 企業債残高は、修正案①については中間報告とほぼ同じ水準
- ✓ 修正案②は料金改定率の抑制を企業債で賄っているため、企業債残高が増加している

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

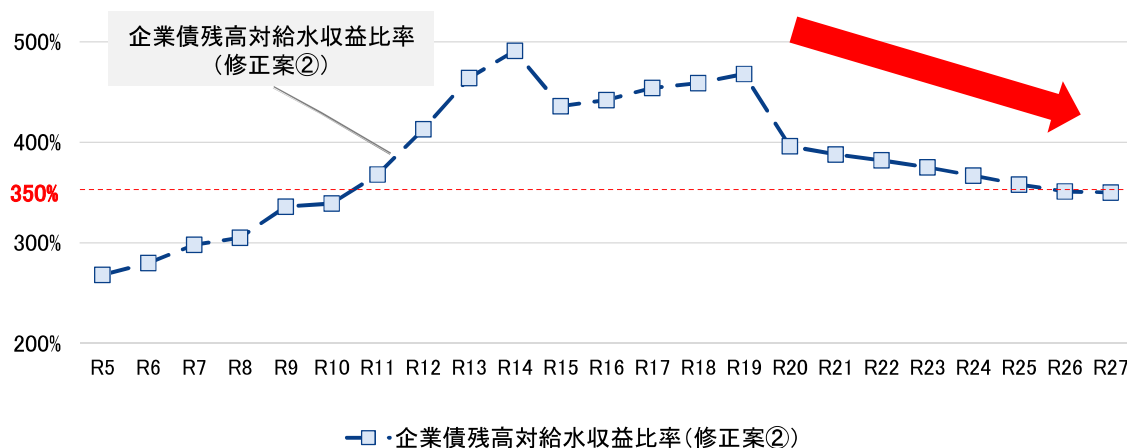
企業債残高対給水収益比率



- ✓ 修正案①は、中間報告と同様に、企業債残高対給水収益比率を350%以下となるように設定しているため、350%以下を維持できている
- ✓ 修正案②は、料金改定率の抑制を企業債で賄っているため、R11以降に350%を上回っている

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

修正案②における企業債残高対給水収益比率の見込み



- ✓ 修正案②は、料金改定率の抑制を企業債で賄っているため、R11以降一時的に350%を上回るが、水走配水場の更新が完了するR17から10年で、財政目標である350%以下を達成できる見込みである

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

《 総括原価の算定：総括原価の内訳 》

財政シミュレーション結果より、算定期間中の5年間における総括原価を算定する。

総括原価の内訳 (中間報告)

費目	R7～R11 の原価 (百万円)	割合
人件費	3,444	7%
薬品費	29	1%未満
動力費	845	2%
修繕費	480	1%
受水費	16,264	34%
減価償却費	8,961	19%
その他	7,237	15%
支払利息等	1,794	4%
資産維持費	8,420	18%
合計	47,474	100%

総括原価の内訳 (修正案①)

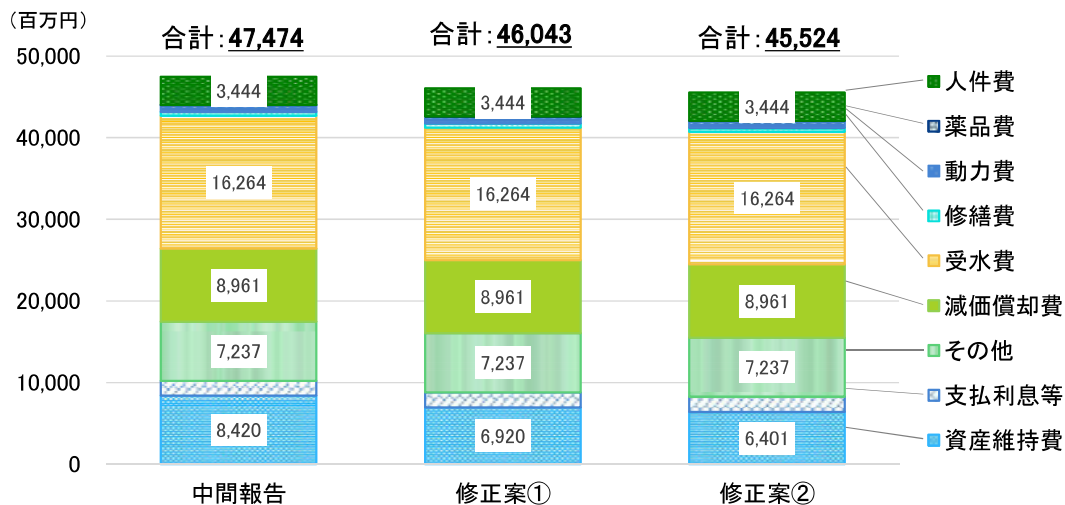
費目	R7～R11 の原価 (百万円)	割合
人件費	3,444	8%
薬品費	29	1%未満
動力費	845	2%
修繕費	480	1%
受水費	16,264	35%
減価償却費	8,961	19%
その他	7,237	16%
支払利息等	1,863	4%
資産維持費	6,920	15%
合計	46,043	100%

総括原価の内訳 (修正案②)

費目	R7～R11 の原価 (百万円)	割合
人件費	3,444	8%
薬品費	29	1%未満
動力費	845	2%
修繕費	480	1%
受水費	16,264	35%
減価償却費	8,961	20%
その他	7,237	16%
支払利息等	1,863	4%
資産維持費	6,401	14%
合計	45,524	100%

中間報告・修正案の財政シミュレーション比較

《 総括原価の算定：総括原価の内訳 》



- ✓ 総括原価の内訳を算定した結果、修正案では資産維持費が減っている。将来の施設更新に充てるために貯蓄する資金は減少するが、企業債を充当することで安定した経営を目指す

料金改定率・料金体系《 料金改定率28%について 》

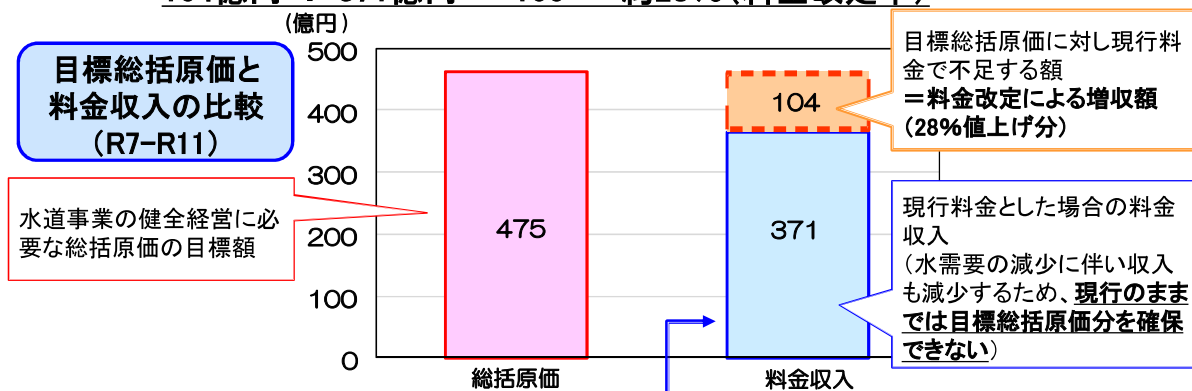
目標とする総括原価と同額の料金収入を得る必要がある

R7～R11の総括原価(目標額): 475億円

= 現行料金の場合のR7～R11収入: 371億円

+ 不足分(料金改定分で確保すべきR7～R11収入): 104億円

⇒ $104\text{億円} \div 371\text{億円} \times 100 = \text{約}28\%(\text{料金改定率})$



現行料金とした場合の料金収入内訳 (R7-R11)

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
有収水量 (千m ³ /年)	49,142	48,558	48,116	47,423	46,870	240,108
給水収益 (百万円/年)	7,591	7,501	7,433	7,325	7,240	37,090

※給水収益=有収水量×平均供給単価 (R5実績値: 154.5円/m³)

水需要の減少に伴い収入が減少

料金改定率・料金体系《 修正案①の料金改定率について 》

目標とする総括原価と同額の料金収入を得る必要がある

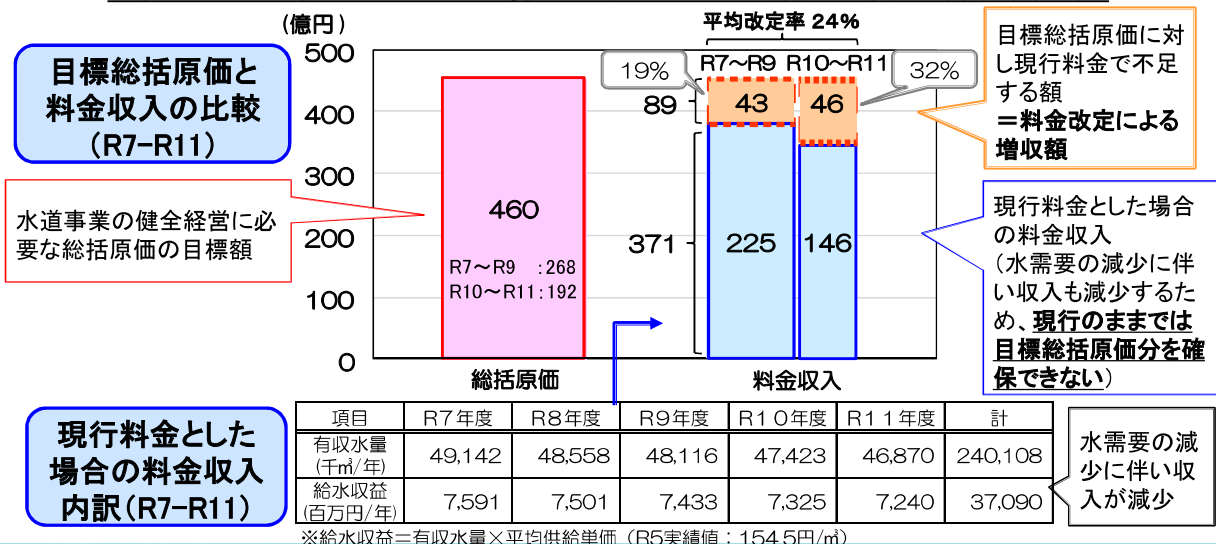
R7～R11の総括原価(目標額):460億円

= 現行料金の場合のR7～R11収入 :R7～R9:225億円、R10～R11:146億円

+ 不足分(料金改定分で確保すべき収入):R7～R9:43億円、R10～R11:46億円

⇒ $43\text{億円} \div 225\text{億円} \times 100 = \text{約}19\%$ (R7～R9・現行に対する料金改定率)

⇒ $46\text{億円} \div 146\text{億円} \times 100 = \text{約}32\%$ (R10～R11・現行に対する料金改定率)



現行料金とした場合の料金収入内訳 (R7-R11)

料金改定率・料金体系《 修正案②の料金改定率について 》

目標とする総括原価と同額の料金収入を得る必要がある

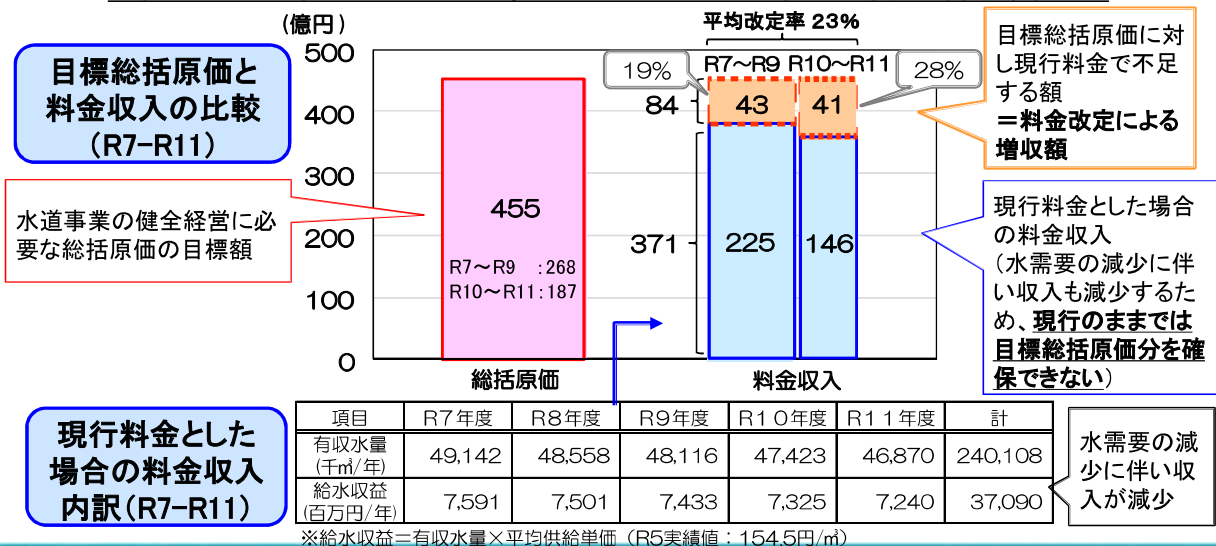
R7～R11の総括原価(目標額):455億円

= 現行料金の場合のR7～R11収入 :R7～R9:225億円、R10～R11:146億円

+ 不足分(料金改定分で確保すべき収入):R7～R9:43億円、R10～R11:41億円

⇒ $43\text{億円} \div 225\text{億円} \times 100 = \text{約}19\%$ (R7～R9・現行に対する料金改定率)

⇒ $41\text{億円} \div 146\text{億円} \times 100 = \text{約}28\%$ (R10～R11・現行に対する料金改定率)



現行料金とした場合の料金収入内訳 (R7-R11)

【参考】これまでの水道料金の改定状況

本市の料金改定は平成23年が最後となっており、平成13年以降の約20年間は値上げを行っていない。

また、料金体系は事業開始以降、一度も見直していない。

改定年月日	改定率	要因
昭和47年(1972年)4月	40.10%	昭和40年度受水単価値上げ
昭和51年(1976年)7月	71.00%	昭和48～50年度受水単価値上げ
昭和53年(1978年)4月	16.58%	昭和51～52年度受水単価値上げ
昭和59年(1984年)5月	39.81%	昭和53年度受水単価値上げ
昭和60年(1985年)4月	8.03%	昭和59年度受水単価値上げ
平成6年(1994年)10月	21.83%	平成5年度受水単価値上げ
平成13年(2001年)10月	10.79%	平成12年度受水単価値上げ
平成23年(2011年)3月	△5.69%	平成22年度受水単価値下げ

※料金改定の要因はすべて受水単価の変動によるもの

【参考】現行の料金表

東大阪市の現行の料金表
(1ヵ月あたり・税抜)

料金の計算式(例)
家事用 1ヵ月で25㎡を使用した場合

基本料金	608円…①		
従量料金	8～10㎡	98円×3㎡	294円…②
	11～20㎡	146円×10㎡	1,460円…③
	21～25㎡	208円×5㎡	1,040円…④
合計	①+②+③+④=3,402円(税抜)		

3,402円×1.10(税)=3,742円(1円未満切捨)

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量(㎡)	基本料金(円)	従量料金単価<上段:水量(㎡)・下段:金額(円/㎡)>						
家事用	7	608	8～10 98	11～20 146	21～30 208	31～ 247			
業務用	10	1,462	11～ 247						
公共用	30	4,472	31～ 326						
事業用	30	6,604	31～ 347						
臨時用	10	4,858	11～ 580						
浴場用	500	31,000	501 ～600 62	601 ～2000 102	2001 ～3000 104	3001 ～4000 113	4001 ～5000 123	5001 ～6000 189	6001～ 247

【参考】用語説明

用語	説明
収益的収支	公営企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応する全ての費用。 収益的収入については、サービスの対価として料金収入を主とする「営業収益」、受取利息、他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益等の「特別利益」からなる。 収益的支出は、サービスの提供に要する人件費、減価償却費、物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損等の「特別損失」及び「予備費」からなる。
資本的収支	公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金等の支出とその財源となる収入のこと。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。
企業債	公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。
建設改良費	公営企業の固定資産の新規取得または増改築等に要する経費。
減価償却費	時の経過による固定資産価値の減少額。

【参考】用語説明

用語	説明
給水原価	水 1 m³を販売するのにいくらの費用を有するかを見る指標。
供給単価	水 1 m³の販売価格がいくらかを見る指標。 ➤ 供給単価 = 給水収益 / 年間総有収水量 (単位: 円/m³)
料金回収率	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標。 ➤ 料金回収率 = 供給単価 / 給水原価 × 100 (単位: %)
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高の規模及び経営に及ぼす影響を表す指標。 ➤ 企業債残高対給水収益比率 = 企業債残高 / 給水収益 × 100 (単位: %)
総括原価	料金算定期間中に水道事業経営に必要な費用の合算。
資産維持費	給水サービス水準の維持向上及び施設実態の維持のために、事業内に再投資されるべきものとして見込まれる費用。 ➤ 資産維持費 = (償却) 対象資産 × 資産維持率
資金残高	水道事業の運転資金。 ➤ 資金残高 = 流動資産 - (流動負債 - 流動負債に含まれる建設改良費等の財源に充てるための企業債) - 退職給付引当金

東大阪市の水道事業と経営状況

〔蛇口の上流（水道水が来るまで）〕

東大阪市の水道のほとんどは、淀川から取水して浄水している大阪広域水道企業団から購入し、東大阪市内の配水場からお客さまにお届けしています。

大阪広域水道企業団
村野浄水場



大阪広域水道企業団
庭窪浄水場

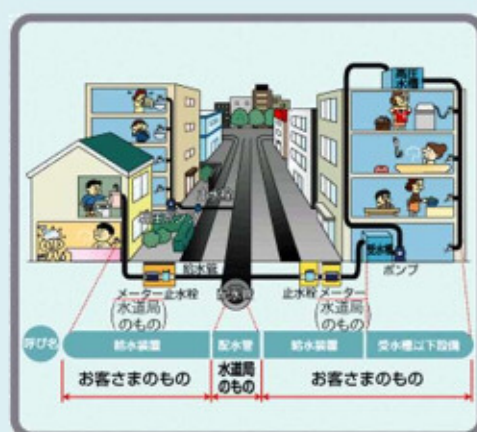


水源の割合



(令和5年度決算をもとに作成)

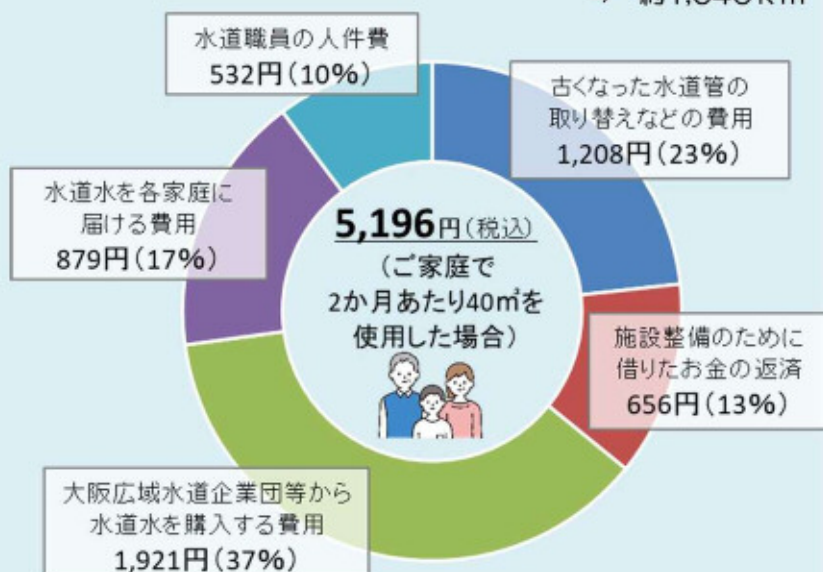
水走配水場



東大阪市内の水道管の長さ
⇒ 約1,040km

〔水道料金の仕組み〕

水道事業は「地方公営企業」として独立採算で運営され、水道水をお届けするために必要な経費のほとんどは、「税金」ではなく、お客さまから支払われる「水道料金」によってまかなわれています。



(下水道使用料は含まれておりません・令和5年度決算をもとに作成)

Q 東大阪市の現状と課題は？

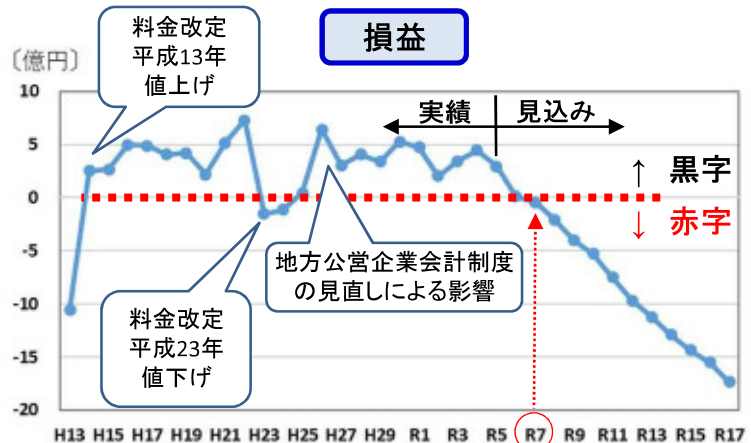
A

- ✓ 本市の水道料金は、平成13年に値上げを行って以降、**20年以上経営努力により据え置いてきました**。（平成23年に値下げを実施）
- ✓ 水道施設や水道管の多くは、高度経済成長期に整備され、50年以上経過した古いものであるため、今後**更新需要の増大が見込まれます**。
- ✓ 人口減少により収入が少なくなることに加え、物価や工事費の高騰等により経費が増え、**料金改定を行わなかった場合、令和7年度に赤字に転じる見込みです**。

課題を解決するために
水道料金の値上げについて検討中です

※現在審議中の内容

- ・料金改定時期：令和7年10月
- ・料金改定率：平均約28%
（決定したものではありません）



Q 料金値上げをして得たお金の使いみちは？

A

- ✓ 引き続き、**古くなった水道施設や水道管の更新を進めます**。
- ✓ 地震に強い水道管へ切り替えるなど、**耐震化を進めることで、今後も水道水の安定供給の確保と災害対策の一層の強化を図ります**。

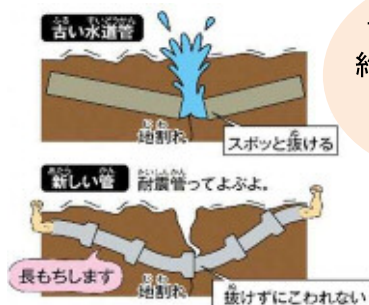
水走配水場の耐震化・設備更新



市内の配水量
の約6割を担う
重要施設の
更新



水道管の更新・耐震化



市内の水道管
約1,040kmのうち
年間約10kmを
目標に更新

※（一社）日本ダクタイル鉄管協会 提供

料金改定にご理解のほどよろしくお願いいたします。

〔問合せ先〕 東大阪市上下水道局 水道経営室企画課
東大阪市若江西新町1丁目6-6
TEL:06-6724-1221 FAX:06-6721-2374

詳しくは
こちらから



作成:令和6年10月